**平成29年度　バドミントン協会 一般会員登録手続きに関わるお願いと確認**

 室蘭地区バドミントン協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事務局

**（１）登録申請用紙の利用**

　①日本協会の登録システムにあわせた書式にしております。必要事項を正確に入力してください。

　②所属チームごとに、登録用紙を作成し、各カテゴリーの担当者と事務局にメールで送信してください。

　③特定のチームに所属していない一般会員は、所属団体を「室蘭地区」とします。

**（２）チーム（団体）代表者の確認**

　①団体代表者は、担当者（事務局）からの確認連絡ができるように、電話番号、メールアドレスの記入をお願いします。

　②メール設定については、室蘭地区バドミントン協会事務局　棟方のアドレス

　　　mt.munekata.shingo@mail.iburi.ed.jp　　の受信許可設定を事前にお願いします。

**（３）登録料の納入**

　①登録料は、室蘭地区協会で集約し、一括納入をします。各団体代表者は、室蘭地区協会の口座に登録料をお振込みください。

　　※室蘭地区協会の講座への振込手数料は、各団体でご負担をお願いします。

　②個人あるいは団体から、直接日本協会への登録費の納入は絶対に行わないでください。

　　※地区協会としては、登録手続き不備による返金業務には応じることが出来ません。

　③選手と顧問の登録料の領収証が別途、必要な場合は、各カテゴリー担当者までご連絡ください。

**（４）登録抹消選手の報告**

　　別紙の報告用紙を登録申請と一緒に担当者の送付（送信）してください。

　　※退部・転校した選手、もしくは登録漏れの確認のために使用します。

**（５）転居にともなる登録変更**

　　　　社会人（１９歳以上）の室蘭地区の管轄外への転居（就職、転勤、大学・専門学校への進学など）については、→前年度の登録地区から脱会手続きをしないと、他の地区からの登録ができません。

　　　　→事務局までお問い合わせください。

**（６）会員番号がわからない・会員カードが届いていない場合**

→事務局までお問い合わせください。

**（７）有審判資格者の更新**

→会員カードを持っていても、毎年、更新登録を行い、登録料の支払いが完了しなければ有効にはなりません。また、審判の資格を持っている方は毎年更新登録をしないと審判資格を失効してしまいます。必ず更新登録をしてください。

　問い合わせ先　　　　　　　室蘭地区バドミントン協会　事務局長　　　棟方　伸吾

　　　　　℡０９０－５９５１－５５７８　　　 mt.munekata.shingo@mail.iburi.ed.jp